



Ministry of Internal Affairs
and Communications

コミュニティ放送の現状

総務省

【目次】

I	コミュニティ放送の現状	…2
II	災害時におけるコミュニティ放送	…10
III	支援措置	…14

Ⅰ コミュニティ放送の現状

コミュニティ放送の概要

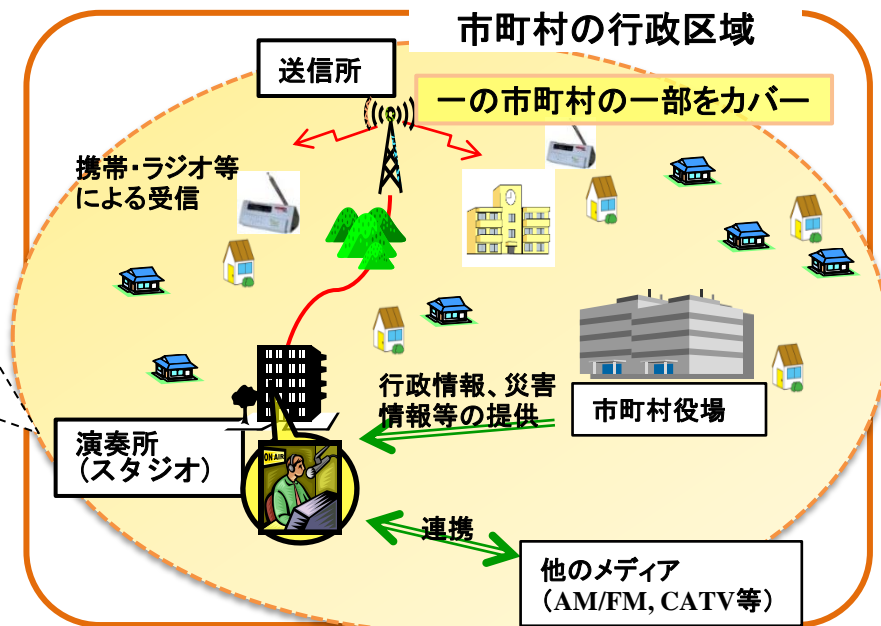
○ 「コミュニティ放送」は、超短波(FM)放送による地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細かな情報等を提供し、地域の活性化等に寄与することを目的とした地域密着型メディアとして平成4年1月に制度化。

※ 昭和60年代に入り、国民の価値観・生活様式の多様化・個性化等の社会環境の変化を受け、多種多様な情報ニーズに応えるための、県域よりも小地域（市町村単位程度）を放送対象地域とする放送の必要性が高まったことを受け、制度化されたもの。

○ 平成4年12月に初のコミュニティ放送局が開局（函館山ロープウェイ(株)（北海道函館市））。平成28年2月現在、47都道府県において298局が開局している。

【放送番組の例】

- 生活情報（道路交通情報、病院の案内、天気予報等）
- 行政情報（市町村広報、市町村議会情報、災害情報等）
- 観光情報（観光地、観光施設、各種イベントの案内等）
- 報道（地域ニュース）
- 娯楽（音楽等）
- その他（コマーシャル）



コミュニティ放送の制度

制度の概要

- コミュニティ放送とは、一の市町村の一部の区域（地域的一体性がある場合は、隣接する他の市町村の一部の区域及び住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合は、隣々接する他の市町村の一部の区域を併せた区域。）における需要に応えるための超短波（FM）放送局（地上基幹放送局）。
- 無線局免許手続については、県域FM局等と異なり非公示無線局と規定し、申請者自身で未利用（空き）周波数を見つけ、先に申請した者を先に審査する先願主義を採用。
- 使用可能な周波数は、県域FM局と同様、76.1MHzから94.9MHzまでの周波数。
 - ※ 平成26年10月に、地デジ化に伴うV-Low帯域の一部のFMラジオへの開放に伴い、89.9MHzから94.9MHzへ使用可能な周波数が拡張された。併せて、東京23区等（平成9年10月）及び大阪市等（平成10年4月）における周波数の逼迫宣言は解消された。
- 空中線電力は、20W以下で必要最小限の空中線電力を指定。
 - ※ 平成4年1月の制度化当初は、空中線電力は1W以下とされていたが、平成7年3月に10W以下へ上限を緩和。平成11年3月以降は、原則20W以下に緩和。

【主な規律】

- ・ コミュニティ放送は、地上基幹放送局として、放送法・電波法上、所定の規律が適用。
例：放送番組の編集の基準の策定、放送番組審議機関の設置、災害放送の実施、技術基準への適合 等
- ・ 但し、一部の規律については緩和。 例：毎日放送の努力義務（cf：県域FM局は毎日放送義務） 等
- ・ 地域密着メディアとして、「地域に密着した各種の情報に関する番組等、当該地域の住民の要望に応える放送が、できる限り1週間の放送時間の50%以上を占めていること」旨の努力義務。

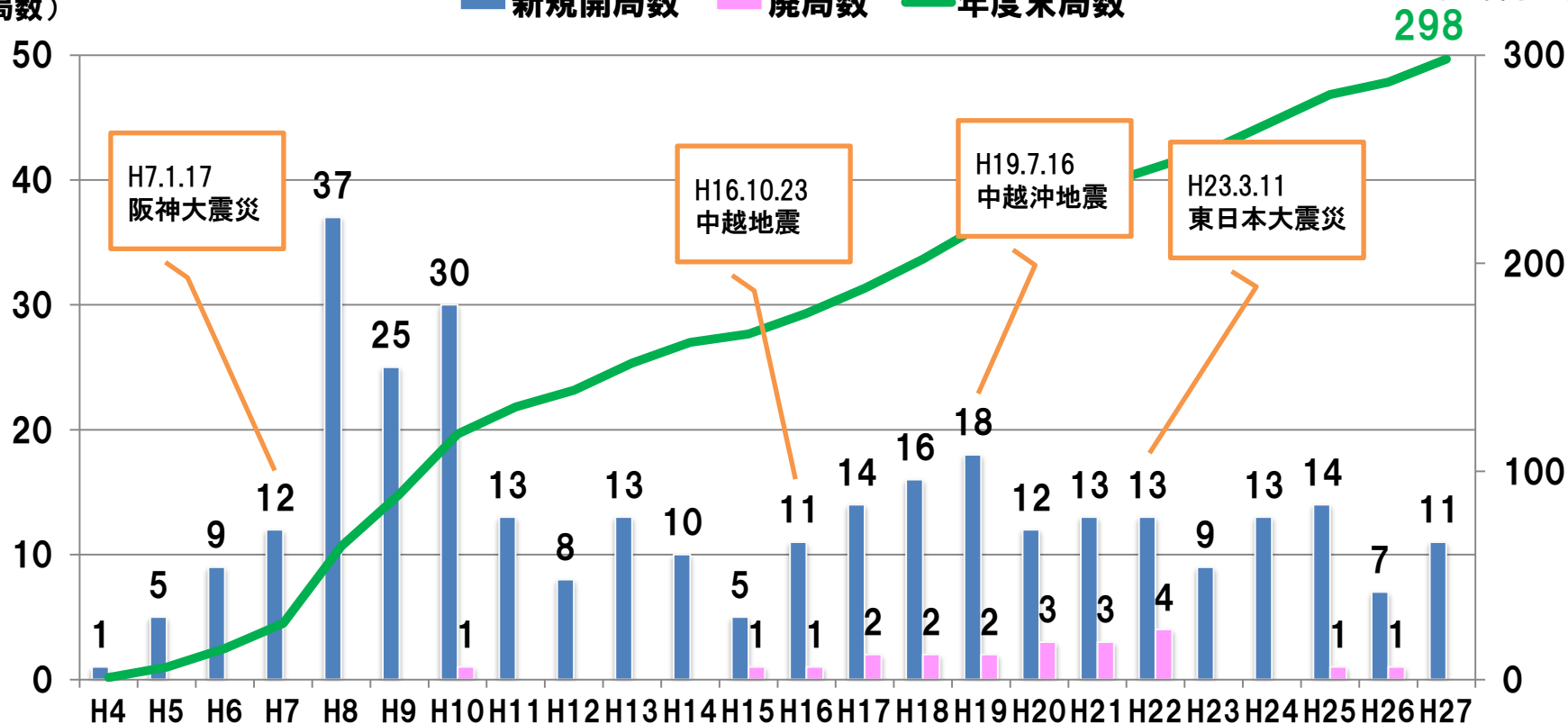
コミュニティ放送局の局数推移

- 震災等を受け、右肩上がりに増加（平成8～10年度に急激に増加。）。
- 近年は毎年10局前後が開局している。（平成4年の制度化以降、21局が廃止されている。）

（新規開局数・
廃局数）

■ 新規開局数 ■ 廃局数 — 年度末局数

（年度末局数）



平成28年2月現在

出力上限

1W

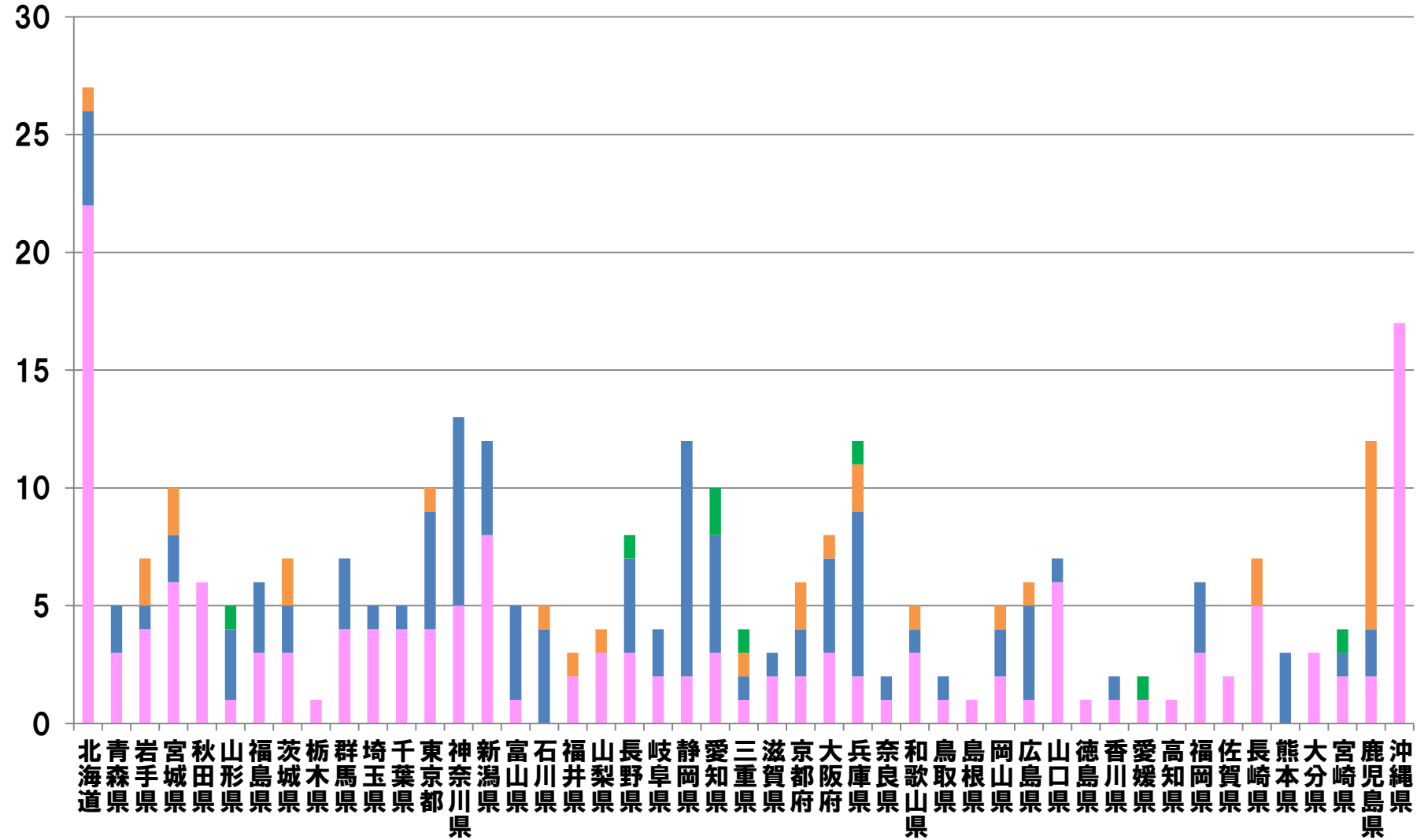
10W

原則20W

コミュニティ放送局の都道府県別開局数

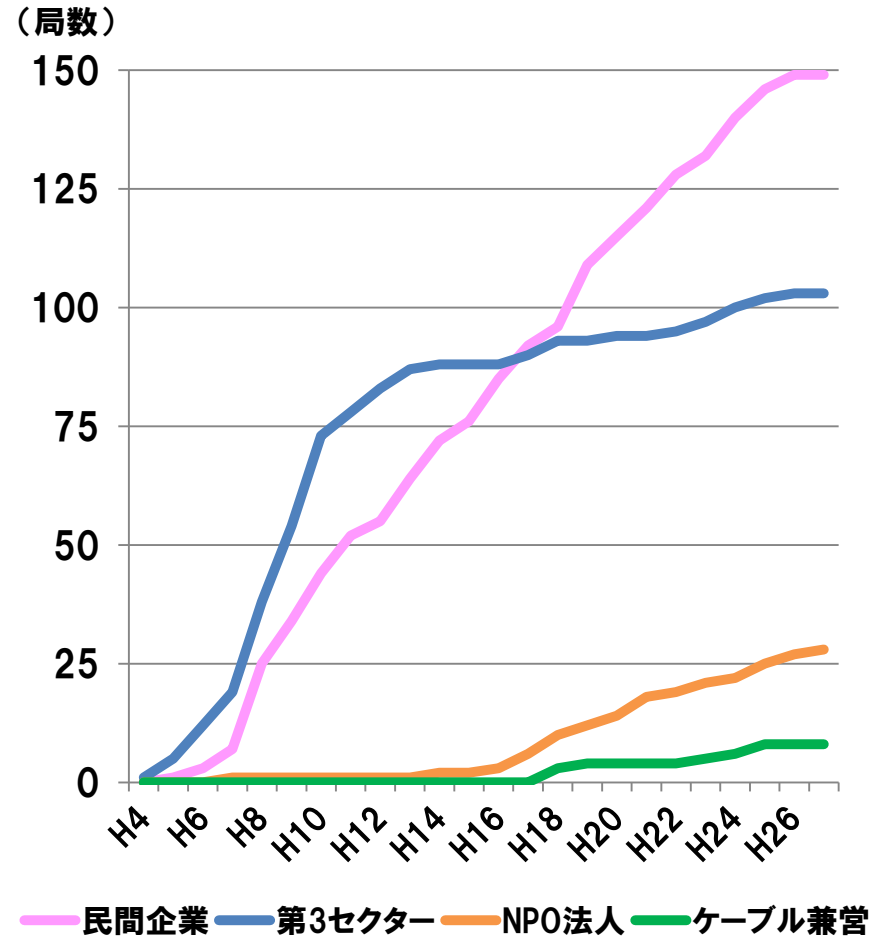
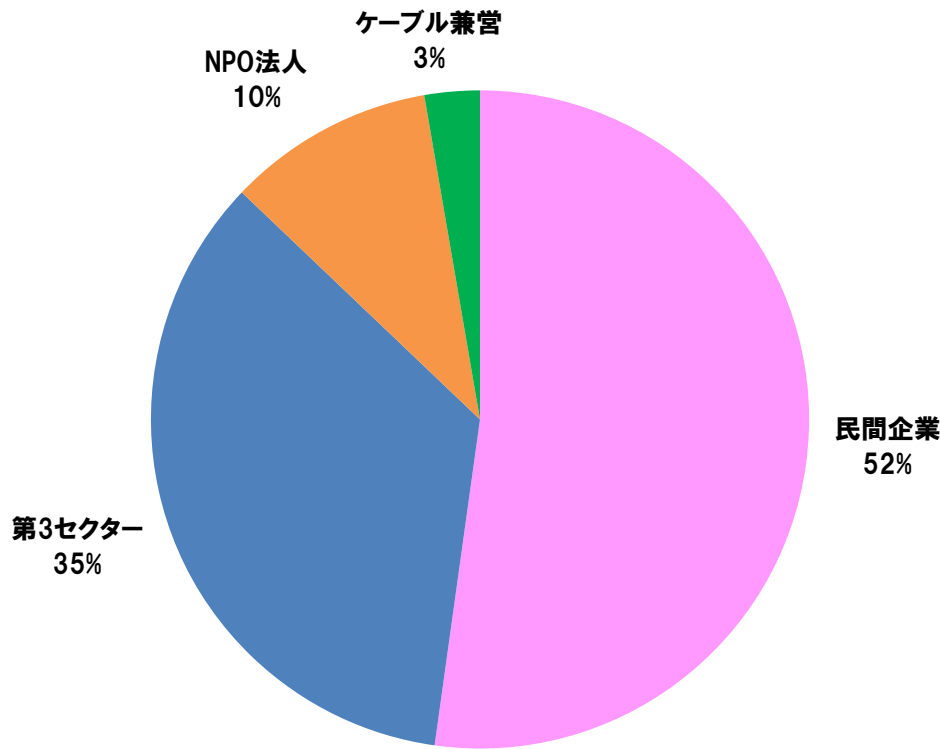
(局数)

■ 民間企業 ■ 第3セクター ■ NPO法人 ■ ケーブル兼営



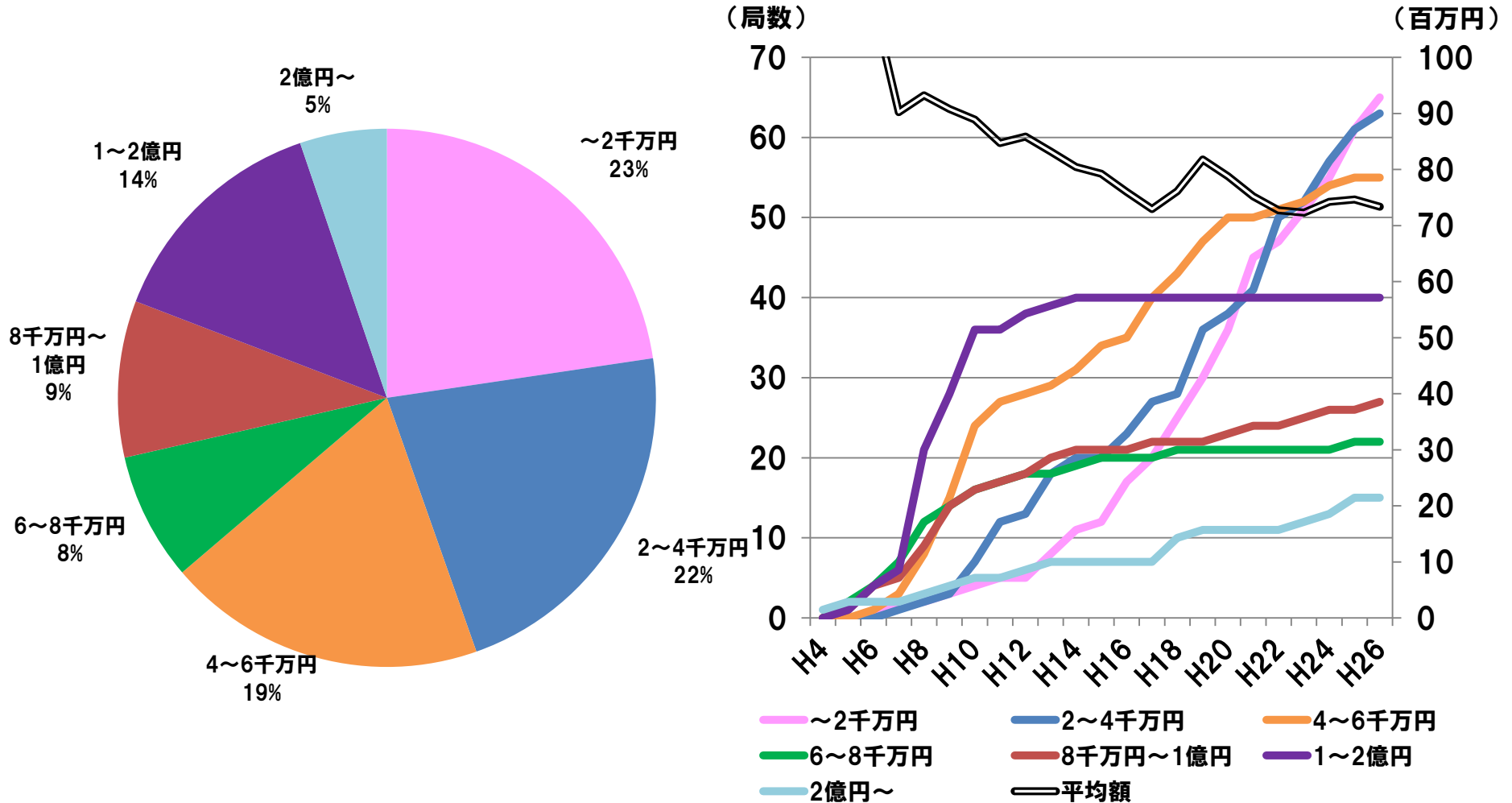
コミュニティ放送局の経営形態

- 民間企業が半数、第3セクターが3割を占めているが、近年はNPO法人による開局が増加。
- 少人数(4~5人程度)の職員(+市民パーソナリティ)が一般的な形態。



コミュニティ放送局の資本金の状況

- 当初は8千万円超の資本金による開局が主だったが、近年は6千万円以下の資本金での開局が増加。
- 自治体からの出資比率が10%を超えるコミュニティ放送局は53局。



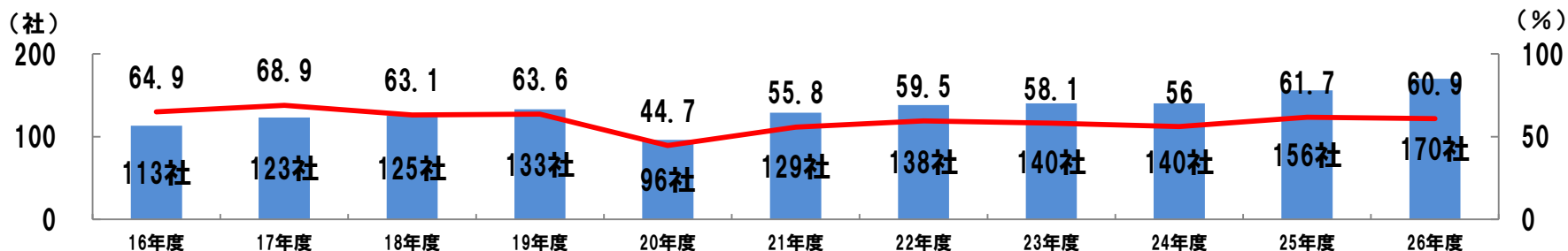
コミュニティ放送局の経営状況

○ 1社平均の営業収入：約46百万円（コミュニティ放送業界全体の売上高は127億円）

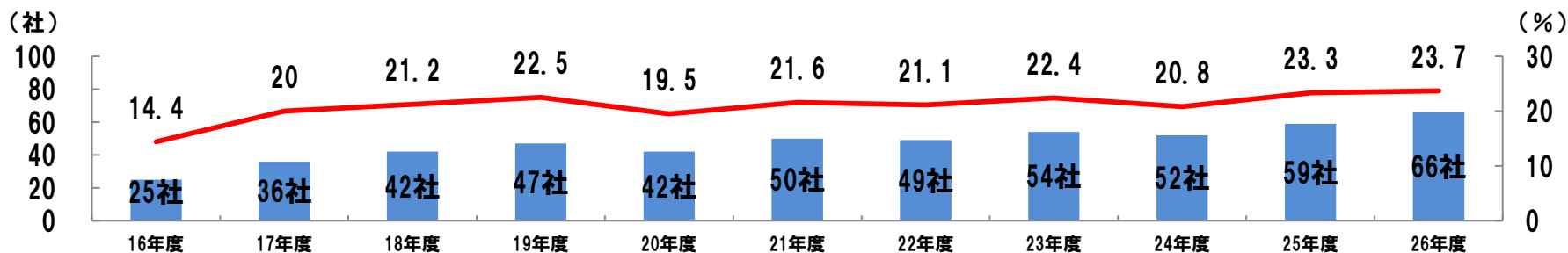
※ 一般的な営業収入の内訳：広告収入 60%、自治体出稿 30%、付帯事業（タウン誌、イベント事業等） 10%
（第3回「放送を巡る諸課題に関する検討会」 ドリームスエフエム放送(株)報告資料より）

○ 1社平均の営業利益：約△30万円

○ 単年度黒字社数及び割合の推移



○ 累積黒字社数及び割合の推移



II 災害時におけるコミュニティ放送

災害時におけるコミュニティ放送の活用

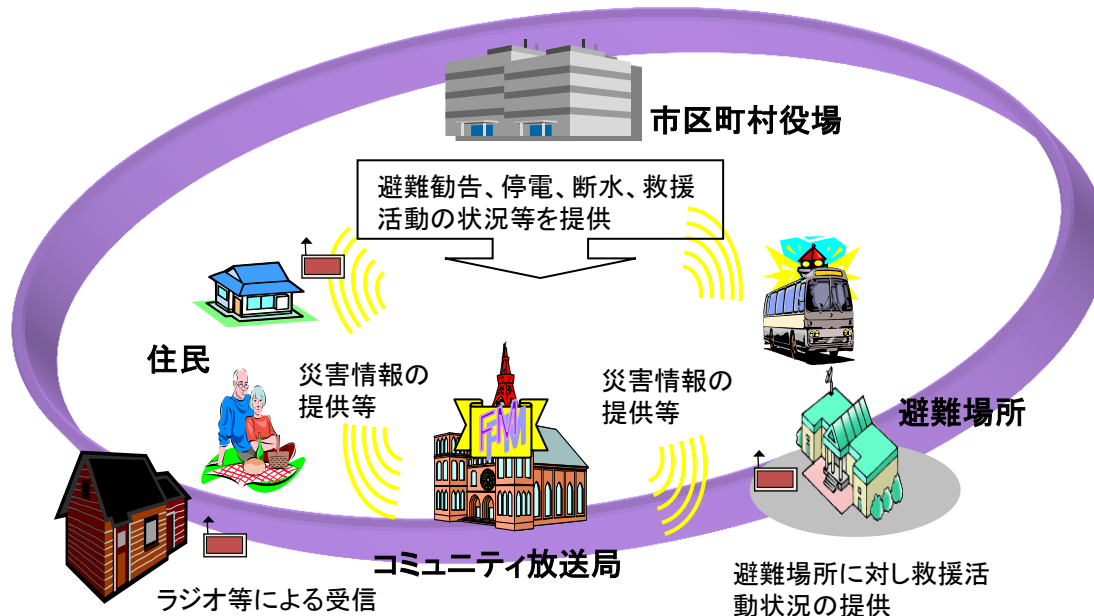
○ 災害時におけるコミュニティ放送の特色

- ・ 自治体が発表する停電・断水、救援活動等の情報を、リアルタイムできめ細かく提供することが可能。
- ・ 送信所等の場所や機材、人材が確保されており、臨時災害放送局へもスムーズに移行可能。

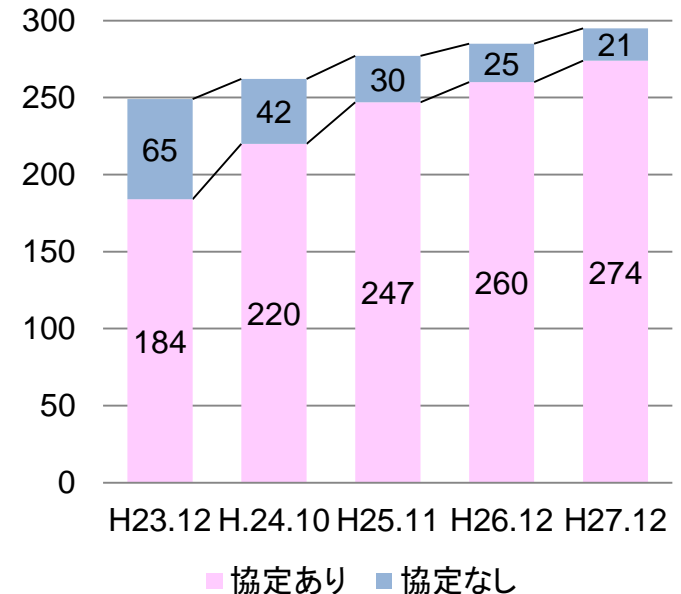
○ 自治体との連携

- ・ 自治体とコミュニティ放送局は、災害放送に関する協定を締結し、災害放送を行う体制を確保。
- ・ 災害時には、自治体が電話、電子メール等により、コミュニティ放送事業者へ災害放送を要請。また、緊急割込放送の設備を使用した場合、他の放送に優先して臨時放送を実施することも可能。

【災害時のコミュニティ放送のイメージ】



(局数) 災害放送に関する協定の締結状況



臨時災害放送局の制度概要

- 災害時の情報提供・収集手段として、自治体が臨時災害放送局を多数活用している。
- 東日本大震災の際には、住民への災害情報等の提供手段として、合計28市町が開設し、救援情報等を提供し、被害の軽減、被災者の生活安定に寄与。
- 早期の円滑な開設のためには、「送信所等の場所や機材、人材や経費」の確保が必要であり、コミュニティ放送局から移行することもある。

制度上の位置づけ

- 臨時災害放送局とは、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、臨時かつ一時的に開設(※)される超短波(FM)放送局(地上基幹放送局)。
- 避難所の情報、ライフラインの復旧情報等、被災者に役立つ生活関連情報を提供。

開設の手続き

- 既設FM放送の空き周波数の中から、他の無線局に混信等の影響を与えないことを前提に、周波数を割り当て。
- 「臨機の措置」による免許手続きが可能。
 - ⇒ 口頭による免許申請・免許伝達により、即時の放送開始が可能(申請書類の提出、免許状の交付は事後処理)。

コミュニティ放送局からの移行

- 東日本大震災では、10市でコミュニティ放送局が移行したが、新規開局と比較し、早期に開局された。
- 現在は10局すべてがコミュニティ放送局へ再移行。

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送局から移行した局	4市	4市	2市	0市	10市
新規に開設した局	0市	1市	6市町	11市町	18市町

茨城県常総市

(平成27年の台風18号に伴う豪雨による堤防決壊等)

- 発災(9/10)後、4日目(9/14)に常総市より開設の申請があり、即日免許。同日より放送開始。
 - ・ 発災翌日、近隣のコミュニティ放送局が中心となり、日本コミュニティ放送協会・日本地域放送支援機構が設備を提供する形で、市が臨災局を開設することを検討、同日中に市としての意思決定。申請手続きへ。

栃木県栃木市

(平成27年の台風18号に伴う豪雨による被災)

- 発災(9/10)後、5日目(9/15)に栃木市より開局申請があり、即日免許、同日夕方から放送開始。
 - ・ 発災後4日目(9/14)、栃木市から11月開局予定であったコミュニティ放送局へ、その設備を活用して災害情報を流したいとの協力依頼。同社所有の設備・人材を活用し、臨時災害放送局を開局することとなった。
 - ・ 同日、関東総合通信局に問い合わせ、市としての意思決定。申請手続きへ。
 - ・ 臨時災害放送局を閉局後、コミュニティ放送局として開局(11/3)。

兵庫県丹波市

(平成26年8月の豪雨による土砂災害等)

- 発災(8/16)の1ヶ月後(9/16)、丹波市より免許申請あり、翌日に免許・放送開始。
 - ・ コミュニティ放送局の開設を検討・準備していた地元のNPO法人が、人材・設備の確保に協力。
 - ・ 臨時災害放送局を閉局後、コミュニティ放送局を開局(H27/9/17)。

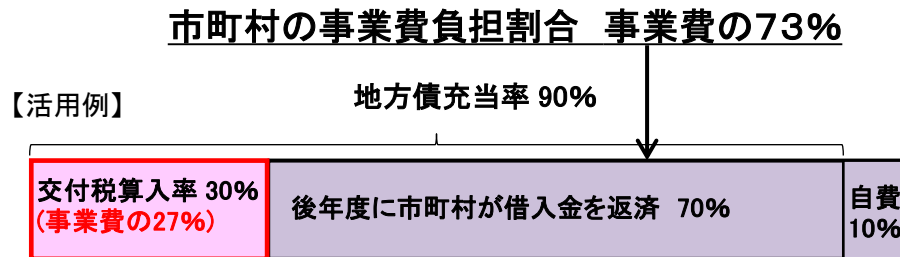
III 支援措置

市町村が整備するコミュニティ放送に係る地方財政措置

【整備費用に係る措置】

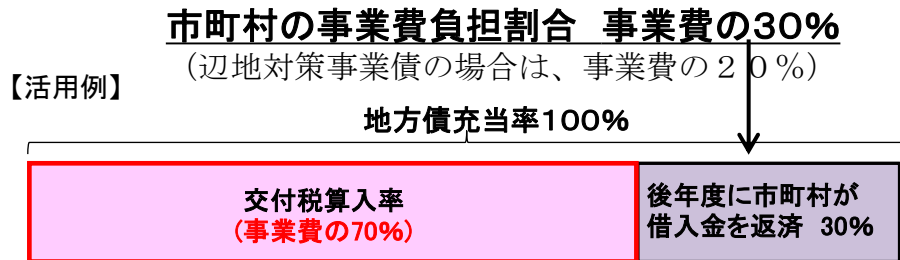
地域活性化事業債の活用

- 対象地域: 特になし
- 対象事業:
 - ①公設民営(親局、中継局)
 - ②送信所関係: 鉄塔、アンテナ、電源設備、伝送路設備等
演奏所関係: 送信機、電源設備、監視装置、割込装置等
- 地方債充当率: 90%、交付税算入率: 30%



過疎対策事業債等の活用

- 対象地域: 過疎地域
- 対象事業:
 - ①公設民営(親局、中継局)
 - ②送信所関係: 鉄塔、アンテナ、電源設備、伝送路設備等
演奏所関係: 送信機、電源設備、監視装置、割込装置等
- 地方債充当率: 100%、交付税算入率: 70%

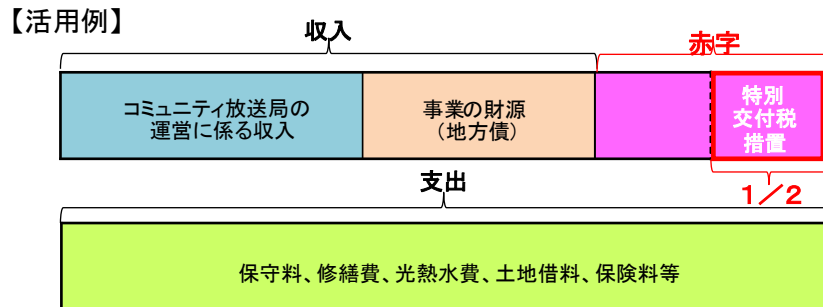


※辺地については、辺地対策事業債の活用が可能。交付税算入率: 80%

【維持管理費用に係る措置】

維持管理経費に係る特別交付税措置の活用

- 対象地域: 条件不利地域(「離島地域」「振興山村」「半島振興対策実施地域」「過疎地域」)に該当する地域
- 対象施設: 市町村、一部事務組合又は広域連合が設置するコミュニティ放送局
- 措置経費: 施設の維持管理に係る収支の赤字額 × 0.5

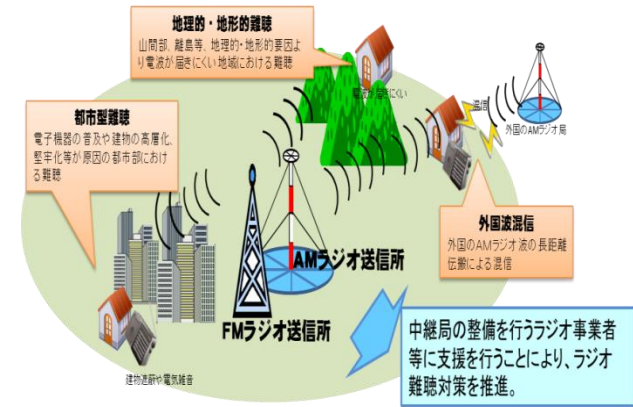


ラジオ(コミュニティ放送も含む)に対する支援制度

民放ラジオ難聴解消支援事業

○ 国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

- ・ 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。
- ・ 事業主体：民間ラジオ放送事業者、自治体等
- ・ 補助率：地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
都市型難聴 1/2



放送ネットワーク整備支援事業

○ 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

- ・ 放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等を整備するラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。
- ・ 補助率：地方公共団体 1/2
第3セクター、地上基幹放送事業者等 1/3

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を促進